



## その他

### 明石市犠牲者 慰霊祭

震災後、慰霊祭で追悼と復興を誓う他、法の適用、選挙等のさまざまな動きをまとめました。



村山首相の追悼の言葉を代読する五十嵐内閣官房長官(勤労福祉会館)

### 犠牲者に追悼の意を捧げ、 復興を誓う

今回の地震によって犠牲となった市民の御霊を追悼するとともに、郷土復興への誓いを新たにするため、明石市の主催により、平成7年3月4日午後1時、市立勤労福祉会館で「兵庫県南部地震明石市犠牲者慰霊祭」を無宗教方式で執り行いました。

慰霊祭には、約60名のご遺族のほか、政府代表の五十嵐内閣官房長官や貝原兵庫県知事ら約300名の各界関係者並びに市民が参列しました。

黙禱のあと、岡田市長が、「目の前の明石海峡を震源とする兵庫県南部地震は、私たちが営々として築いてきたふるさとを一瞬にして破壊した。犠牲となられた方々の無念さと、ご遺族の悲しみは、心中察して余りある。震災による悲しみと苦しみを乗り越え、一日も早く平穏な市民生活を取り戻し、安全で安心して暮らせるまちづくりを進めていくことが私たちの使命であり、全力を尽くすことをお誓いする」と追悼の意を捧げ、復興を固く誓いました。

続いて、山岡市議会議長が、「明石市においても、幼子や前途ある若者、

働き盛りの一家の大黒柱、ゆっくり余生をと思っておられた高齢者の方々など多くの尊い命が失われ、誠に哀惜の念に堪えない。市議会としても、この厳しい試練を克服し、明石市の再生に尽くしたい」と追悼のことばを述べました。

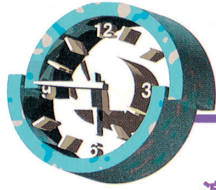
さらに、五十嵐長官は、「災害から国民の生命を守る責務の重大さを痛感した。政府を挙げて、被災された方々に対する救援や被災地の復旧に全力で取り組み、災害対策に万全を期する決意である」と村山内閣総理大臣の言葉を伝えました。

また、貝原知事は、「身内や家を失いながらも、再建への努力を重ねておられる被災者のお姿に感動すら覚える。心や街の傷痕がいかに深くとも、兵庫の復興をめざし全力を傾けていくことが、犠牲となられた多くの御霊にお応えする道だと思う」と復興への決意を述べました。

このあと、岡田市長の献花に続き、ご遺族をはじめ参列者全員が、祭壇に菊の花を一輪ずつ捧げ、それぞれに犠牲となられた方々の冥福を祈るとともに、新たなる出発を誓い合いました。

ご遺族ら約300人が参列した(勤労福祉会館)





## その他

### 災害救助法の適用および 激甚災害法の適用と予算編成

#### 1月19日に災害救助法の 適用

災害救助法は、人口規模によって、ある一定以上の被害が出れば適用されます。明石市では100世帯以上の住家が滅失した場合に適用されます。1月19日午後5時の県への被害状況の報告で、全壊82世帯、半壊239世帯の報告をした結果、1月19日付け兵庫県公報で、地震発生の日1月17日に遡って適用されることとなりました。

災害救助法の適用によって、次の救助が国の経費で実施されました。

- (1) 避難所の設置
- (2) 応急仮設住宅の設置
- (3) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- (4) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (5) 医療及び助産（該当なし）
- (6) 災害にかかった者の救出（該当なし）
- (7) 災害にかかった住宅の応急修理
- (8) 学用品の給与
- (9) 埋葬
- (10) 死体の捜索及び処理（該当なし）
- (11) 障害物の除去（該当なし）

なお、兵庫県下の災害救助法の適用は次の10市10町です。

明石市 神戸市 尼崎市 西宮市  
芦屋市 宝塚市 伊丹市 三木市  
川西市 洲本市 淡路町 北淡町  
津名町 一宮町 東浦町 五色町  
西淡町 三原町 緑町 南淡町

#### 時間と財源確保に困難を 極めた予算編成

兵庫県南部地震と平成7年度当初予算の編成について

平成7年1月17日といえば、前年11月初旬から約3か月にわたる平成7年度当初予算の編成作業も大詰めの段階に入っており、前日に財政課による予算案の取りまとめの作業を完了し、1月末の市長査定に向けて、予算案の内示や復活作業など事前の庁内の調整作業に取りかかろうとしていたところでした。

17日早朝の大地震の突発により、財政課職員の中にも自宅に相当の被害を受けた者もいましたが、全員取りあえず出勤し、予算査定の作業はひとまず中断し、公共施設等の被災状況の把握に努める一方、被災された市民の相談や苦情への対応などの業務を行いました。

数日を経て、被災市民への応急対応にもやや落ち着きが見え始めたころ、新たに震災対策に相当額の財源が必要となったことから、7年度予算案について、①イベント等華美と思われる事業の中止・延期や規模の縮小を行う、②災害復旧を優先するため公共施設の整備・改修計画の再検討を行うなど大幅に見直すこととし、取り急ぎ各部と協議を進め、予算案の修正を図りました。

また、市長査定では、「被災者の救済や災害復旧に早急に取り組み、市民サービスの低下を招かないように」との市長の指示により、税収の

動向や震災に対する国の財政支援の方針も不透明な状況で財源確保に不安もありましたが、平成7年度の当初予算案は、災害救助費や災害復旧費も盛り込んだ通常予算として編成することに決定し、3月の定例市議会に提案することにしました。

#### 震災対策経費の確保について

平成7年度の当初予算とは別に、当面必要な震災対策の経費として、被災者の救助費用、震災死没者の埋葬料の支給、避難所の設置や食料・飲料水の提供、被服・毛布等の生活必需品の給与、被災児童等に対する学用品の給与、被災住宅の応急修理、仮設住宅の提供など災害救助に要する経費、また道路・学校・病院・水道・下水道・保育所等の公共施設の応急復旧など災害復旧に要する経費、その他、震災被災者に対する災害見舞金・弔慰金の支給、生活援護資金の貸付、ガレキ等災害廃棄物の処理や倒壊家屋の撤去費用、生活再建のための法律相談や住宅相談、市税等の災害減免の実施、そして被災証明書発行のための被災家屋の調査や再調査のための経費など様々な費用が必要と見込まれました。

災害救助事務や災害復旧事業に対する国の支援方針も不明で財源確保に不安もありましたが、被災市民の救済と二次災害防止の見地から、急ぐ対策から順次実施することとし、その所要経費は、平成6年度だけでも4次の補正予算（総額約78億円）を計上するなど、震災対策に積極的に取り組みました。

#### 激甚災害法の適用について

災害により公共施設に大きな被害を受けた時は、激甚災害法（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律）の適用を受け、国

## 災害救助法の適用および 激甚災害法の適用と予算編成

により手厚い財政援助を受けることができます。

兵庫県南部地震による市内の公共施設の被害は非常に大きく、その損害額はおよそ150億円と見込まれましたが、激甚災害法適用の基準となる公共土木施設等（道路、漁港、下水道施設、学校等）の被害額に限ると法の基準額に達していなかったため、本市に対する激甚災害法の適用は大変難しいことが推測されました。

震災による地域経済へのダメージも大きく、市税収入への悪影響も相当予測される中で、多額の災害復旧事業を推進するためには、国による財政援助が必要不可欠となるので、本市の被害が極めて大きく多方面にわたっていることを国等関係機関に再三訴え、激甚災害法の適用基準を緩和するよう強力に要請しました。その結果、平成7年3月1日に施行された阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に關す

る法律に基づき、本市は特定被災地方公共団体に指定され、特例的に激甚災害法の適用も受けられることになりました。

このことによって、この特別立法や激甚災害法による国の特別の財政援助を受けることができることとなり、災害復旧事業の財源の確保に一応の目処を立てることが可能となりました。

### 震災から選挙へ

#### 選挙管理委員会事務局

いつものおだやかな眠りを裂いて、明石海峡に烈震が走った。

呆然自失の状態からほうほうの体で何とか外へ飛び出したが、その時は未だ、今起こった事の重大さについて十分把握ができなかった。寒風のなか未明の空がピンク色に染まり、不気味に静まり返っていた。余震がひっきりなしに起こるなかで、それぞれ持ち出したラジオから刻々と入る情報により、出来事の概要がようやく皆に分かりかけてきた。事務局職員が、職場に顔をそろえたのは、おおよそ午前9時前後であった。明石市も相当の被害が出た様子であったが、特に東部市街地の被害が大きいと聞いた。

その後の震災の経緯は、ご承知のとおりであるが、選管事務局も、年が明けて、統一地方選挙に向けて、職員が一様に気を張り詰めていた矢先であったので、余りの出来事に、まったく先の見通しが読めなかった。「選挙はいったいどうなるんだろう」「こんな状況の中で、選挙など到底できるわけがない」、この二つの思いが皆の頭のなかを駆けめぐった。

地震の被害の状況が判明してくるなかで、ますます、その思いが強くなった。その後の選管サイドの経緯については、ざっと次の様であった。もちろん当時、災害復旧、被災者・避難者対策に全庁的に取り組んでおり、全ての職員が全力を傾けてこれにあたった。

このようななかで、本年4月に予定されていた統一地方選挙の実施については、当然、種々の支障、問題点が生じ、予定どおりの執行は困難と見られ、大幅な見直しの必要に迫られる状況にあった。本市は日程の延期を強く要望することとなり、2月9日付をもって、兵庫県選

挙管理委員会委員長に「統一選延期の要望書」を提出することとなった。

なお、被害が本市に増して甚大であった神戸市、西宮市、芦屋市においても同要望書が提出された。

明石市の要望理由として、ポスター掲示場の設置について、このたびの震災により、場所の変更を余儀なくされる所が多く見られ、市内全掲示場の再調査が必要となり、設置そのものについても、市民の理解、承諾を得るのに時期的に配慮が必要であった。一方この間、選管職員は災害対策本部の応援に当たっていたため、すぐに調査に入れない状況にあった。

また、選挙事務従事者の確保についても、当時、各部課ともそれぞれ災害復旧に全力を傾けており、本来の業務が停止されている状態であり、状況が一段落したとしても、その後、それぞれの業務が集中すると考えられた。特に、税関係その他災害復旧に関連する業務に従事する職員の応援が特に厳しく、また、職員の中にも被災をした者が多数あったため、事務従事者確保に支障が生じることは必至であると考えられたことだった。

次に、市民感情の面においても、当時被災した市民は、災害復旧に向けて懸命に努力をしているところであり、その取り組みも長期にわたるものと予測されるなか、到底選挙どころではないと考えられた。

特に、本市は、経済活動、生活基盤が阪神都市圏に属し、明石市民の多くが、神戸、大阪に仕事の間をもっており、このたびの震災で職場が被害を被ったり、仕事が無くなった人など、かなりあるものと考えられ、生活面においても不安な状態であったと考えられた。

また、投票所についても、小学校、公会堂、民間施設等数か所に損壊が有り、使用不能となったほか、市内の全投票所についても何らかの被害が有ると考えられたため、これらの調査が必要となった。

次に、選挙人名簿の調整においては、市内東部を中心に家屋の全壊



## その他

### 震度計の設置と運用

#### 震度計の要望強く、 3月下旬に設置

地震発生以来、市民からの「震度」の問い合わせが相次ぎました。しかし、本市には震度計が設置されておらず、応対者は苦慮しました。

なおも余震が続く中、市民の不安は一層募り、明石市に震度計がない

ことに対して、痛烈な非難の電話が殺到しましたが、その間、市もこの状況を傍観していたわけではありません。独自に震度計を設置し市民に情報を提供しようと内部検討を進める一方、1月24日気象庁長官及び兵庫県知事に対して、震度計の設置について、強く要望したところです。独自設置については、震度そのもの

のが公式に発表できるのか、できるとしても市民に対してどのような方法であるのかなど、多くの検討課題がありました。例えば、発表は即時性がなければならぬ。市民から電話で照会してもらうことにすれば、受け付け電話はパンクしてしまうだろう。余震の起こるたびに車で広報してまわるには車も人も足りない。自治会の放送設備を利用して市民に連絡してもらおうとしても、連絡している間にテレビでの発表の方が早く

が130戸、半壊405戸等一部損壊も含め5000戸以上に及んでおり、これら被災者の住居移動もかなり有り、有権者の把握に通常よりかなりの時間を要するものと考えられた。

最後に、選管事務局自体の業務の遅れについてですが、選管職員も当時災害復旧班の一員として、各避難所対応に追われ、統一選挙の準備業務に手が回らない状況にあった。

従って、復旧にかかる期間が長引けば、選挙執行にかかる準備業務がさらに大きく遅延することとなり、適正な管理執行に支障が出ると考えられたこと等が延期要望の内容であった。

県選挙管理委員会は、2月24日自治大臣に提出する統一地方選挙の延期に関する要望書の骨子を発表した。

それによると、予定どおり執行することが困難な市町として、神戸市、西宮市、芦屋市となっており、その理由として、人員体制、執務能率、ポスター掲示場の確保、投票所、開票所の確保、有権者の把握が困難なことが挙げられていた。

なお、関係する選挙としては、兵庫県議会議員選挙、神戸市議会議員選挙、西宮市議会議員選挙、芦屋市長選挙、芦屋市議会議員選挙となっており、3市における選挙可能な時期については、平成7年6月11日（日）としている。

残念ながら、この段階で、明石市は県議選を除いて延期要望の対象から直接外れることとなった。

県の自治大臣への要望事項については、(1)執行が可能となる日まで選挙期日を延期すること、(2)議員、市長が不在となることのないよう在職議員、市長の任期延長の措置を講ずること、(3)次回以降、必ず統一地方選挙に復帰できるよう法的措置を講ずることの3点だった。これを受けて、明石市選挙管理委員会は、要望は認められなかったものの、県選挙管理委員会の結論が出た以上、それを尊重しなければならないと考え、関係各位のご理解とご協力を得ながら、「4月23日の市議会議員選挙が適正に執行できるよう努力したい」という声明を

発表した。

その後、県選挙管理委員会は2月27日付けで委員長名で、自治大臣へ要望書を提出。

なお、要望書中、「明石市選挙管理委員会からも当委員会に対し、選挙期日延期の要望書が提出されているが、当委員会としては、同市においては、現行法のもとにおいても適正な管理執行は可能と判断している」との内容が付記されてあった。

さらにその後、阪神・淡路大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律及び法律施行令が3月13日公布されることとなり、選挙の期日は平成7年6月11日と正式に決まった。

このように、統一選延期要望の対象から外れたため、市をあげて災害復旧に取り組んでいる最中の4月23日に明石市議会議員選挙が実施されることとなり、職員も災害復旧業務に追われる一方で、選挙事務に従事しなければならないという状況で、まさに非常事態だった。震災による投票所の変更は鷹匠町会館から城西会館への1か所に止まり、6か所について補修をし使用した。また、ポスター掲示場については、結果的に約20か所の変更で、期限までに何とか設置ができた。事務従事者については、広く職員の協力を得て、何とか必要人員を確保することができ、結果的に大過なく選挙の管理、執行ができた。

震災そのものも未曾有の出来事であり、市民の心と生活に大きな打撃を与えたが、震災がこれほどまでに選挙に甚大な影響を及ぼすとは、当初は選管職員である我々も、図り知ることができなかったが、職員並びに関係各位のご協力により、12年に一度巡ってくる度重なる4つの選挙を何とか大過なく終えられたことを深く感謝するとともに、やっと現在になって少しほっとしているところである。

なるであろう。どうすればいいのだろうか…。市民も市も不安ななかで日が過ぎていきました。

2月17日の朝刊。気象庁は、「余震が続いている兵庫県・大阪府に地震計や雨量計を増設し、地震観測や災害対策体制を強化する」と発表しました。阪神間に40か所地震計が配置されるとのこと。新聞には、設置される予定の場所は記載されず、大ま

かな地点の地図が掲載されているだけでした。早速大阪管区気象台に確認の電話を入れましたが、明石が該当になっているのかどうか、明確な答えが得られません。

2月22日、神戸海洋気象台の担当官から連絡があり、明石市にも震度計が設置されるので、設置場所の協議をしたいとの申し出があり、関係者一同、胸をなでおろしました。

翌日、神戸海洋気象台の担当官と市の防災・消防担当課、庁舎管理担当課の間で、条件の合う場所を検討した結果、24時間体制を敷く消防庁舎1階に設置することになりました。

震度計の取付工事は、3月20日に行われ、3月30日午前9時から運用が開始され、テレビ（ケーブルテレビを含む）・ラジオ等で明石市の震度が報道されるようになりました。



センサーが感知した揺れはデータ化され、電話回線を通じて大阪管区気象台へ送信される(消防本部庁舎)



消防本部庁舎1階に設置された震度計のセンサー部